

消費者支援機構福岡発 2013-511 号  
2013 年 12 月 19 日

株式会社ドワンゴ

代表取締役社長 荒木 隆司 様

適 格 消 費 者 団 体

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡  
理 事 長 朝 見 行 式



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前一丁目 5 番 1 号ヒューリック博多ビル 7 階  
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 稲毛 翔平  
TEL 092-517-4289 / FAX 092-215-1202

### ニコニコポイント利用規約等に関する申入書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構は、貴社が 2013 年 12 月 16 日現在使用されている「ニコニコポイント利用規約(URL:  
<http://point.nicovideo.jp/index/static/rules/>, 以下「本件規約」といいます。)」の条項を検討した結果、それらの内容の一部につき不明な点があることに加え、消費者契約法等に抵触するか又はその趣旨に照らし疑義の生じる点がありましたので、貴社に対し、下記のとおり申入れを行います。つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2014 年 1 月 31 日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたします。また、本申入れの対象とする事項以外の点について正当であることを意味するものではありませんので、その点も含めご承知おきください。

仮に、貴社が本件規約や画面表示等の改定を予定されている場合には、改定される時期をお知らせいただくとともに、改定後の同規約等をご送付くださいますよう、お願ひいたします。

敬具

記

#### 1. 本件規約第 2 条（サービスの提供）第 1 項について

##### ①申入れの趣旨

(ア) 本件規約第 2 条第 1 項の「なお、利用者が未成年者…」以下を削除し、利用者が未成年者の場合には、法定代理人の同意を得なければニコニコポイントのサービスは提供できないなど民法第 5 条第 1 項の注意喚起を促す趣旨の文言に改めるよう求めます。

(イ) 利用者が未成年者の場合には、法定代理人の同意の有無の確認を求める措置を講じられるよう求めます。

##### ②申入れの理由

(ア) 本件規約第 2 条第 1 項には、貴社は、利用者が未成年者（本件規約に同意した際にログ

インしていたアカウントに登録された年齢が20歳未満）の場合、「ニコニコポイント」のサービスは、法定代理人の同意が得られていることを前提として未成年者へ提供されるものとし、未成年者が「ニコニコポイント」を購入したもしくは利用したことを持って、法定代理人の同意を得たものとみなす旨の規定がありますが、この規定を文字どおり解釈すれば、民法第5条によって保障されている未成年者の法律行為の取消権を否定するように読めることから、消費者が誤解して取消権の行使を断念しかねない危険があります。

この点で、本件規約第2条第1項は、消費者の権利義務についての必要な情報を提供できているとはいえないと考えます。

また、本件規約第2条第1項は、民法第5条で保障されている未成年者の取消権の行使を制限していると解釈せざるを得ず、この点で、消費者に本来認められている権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害しており、消費者契約法第10条に該当するものとして無効であると考えます。

したがって、本件規約第2条第1項の「なお、利用者が未成年者…」以下を削除することを求めます。

もっとも、未成年者が法定代理人の同意を得ることが必要であることを知らずに契約することによって生じるトラブルを避けるために、未成年者にその旨注意喚起を行うことは有用であると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(イ) さらに、利用者が未成年者である場合に、法定代理人の同意を得た上で利用であるかどうかについて、利用の際には逐一確認を行うことが、無用なトラブルを回避するために有用であると考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 2. 本件規約第5条（「ニコニコポイント」の取得）第4項について

### ①申入れの趣旨

本件規約第5条第4項について、民法等に定める取消・解除・無効事由が存在する場合や、システムの不具合による誤った購入手続がなされた場合等、一定の場合には取消しなどが可能であることを明示し、認められないのは、正当な理由のないユーザーの一方的な都合による取消のみであることを明らかにする趣旨の文言に改めるよう、求めます。

### ②申入れの理由

本件規約第5条第4項によれば、消費者は、ニコニコポイントの購入手続が完了した場合、「ニコニコポイント」の購入の取消しを行うことはできないと定められており、購入を取り消し得る条件が一切明示されていないため、消費者が、いかなる場合であっても購入の取消しは一切認められないという趣旨であると誤解し、取消権の行使を断念するおそれがあります。

この点で、本件規約第5条第4項は、消費者の権利義務についての必要な情報を提供できているとはいえないと考えます。

また、本件規約第5条第4項は、民法等で保障されている取消権・解除権の行使や無効の

主張を制限していると解釈せざるを得ず、この点で、消費者に本来認められている権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害しており、消費者契約法第10条に該当するものとして無効であると考えます。

民法等によって保障された取消権の行使等は認められること、貴社システムの不具合により利用者の意思によらず購入手続の完了が生じた場合等においては、ニコニコポイントの購入取消しなどが認められることは当然ですから、この点を明示することが必要と考えます

(消費者契約法第3条の趣旨や、消費者への説明ができるだけ丁寧に行うという観点からも、そのように考えられます。)。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

### 3. 本件規約第7条（「ニコニコポイント」の制限事項）第2項前段について

#### ①申入れの趣旨

(i) 本件規約第7条第2項について、前記第5条第4項について述べたのと同様、民法等に定める取消・解除・無効事由が存在する場合や、システムの不具合による誤った購入手続がなされた場合等、一定の場合には取消しなどが可能であることを明示し、認められないのは、正当な理由のないユーザーの一方的な都合による取消のみであることを明らかにする趣旨の文言に改めるよう、求めます。

(ii) 消費者が「ニコニコポイント」の使用に関する意思表示について、電磁的方法によりその映像面を介してその意思の確認を求める措置を講じるよう求めます。

#### ②申入れの理由

(i) 本件規約第7条第2項によれば、消費者は、ニコニコポイントを使用した場合、理由を問わず「ニコニコポイント」の使用後のキャンセルやポイントの再発行を行うことはできないと定められており、使用後のキャンセルやポイントの再発行をとり得る条件が一切明示されていないため、消費者がキャンセルやポイントの再発行は一切認められないという趣旨であると誤解し、そのような権利の行使を断念するおそれがあります。

この点における問題は、前記第5条第4項について述べたことと同様と考えられます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(ii) さらに、ニコニコポイント使用に関し、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律に則り、消費者の意思確認を求める措置を講じられることが、消費者契約法第3条の趣旨に合致するとともに、消費者と貴社との無用なトラブルをできる限り避けることにつながるものと考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

### 4. 本件規約第7条（「ニコニコポイント」の制限事項）第2項後段について

#### ①申入れの趣旨

本件規約第7条第2項後段について、利用者以外の第三者に不正使用され、そのために利用者の「ニコニコポイント」が消失した場合に、「ニコニコポイント」の再発行ができないのは、第三者に不正使用されたことについて利用者に故意・過失が存する場合に限るよう文

言を改めることを求めます。

②申入れの理由

本件規約第7条第2項後段は、利用者以外の第三者に「ニコニコポイント」が不正使用されて消失した場合には、いかなる場合であっても「ニコニコポイント」の再発行はできず、すなわち、不正使用による不利益は全て利用者が負担しなければならないかのように読みます。

しかしながら、第三者が「ニコニコポイント」を不正使用するといった場合、第三者が不正な方法で貴社のコンピューターにアクセスするなど、何らかの点で貴社も関与する場合がほとんどと考えられます。それにもかかわらず、不正利用による不利益を全て消費者である利用者に負担させることは、消費者契約法第10条に反し、無効と考えます。

上記理由により、第三者による不正使用の場合に利用者が「ニコニコポイント」の再発行を受けられないという不利益を負担しなければならないのは、利用者において故意・過失がある場合（利用者に不正使用につき責任がある場合）に限られるとすべきです。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 5. 本件規約第8条（免責）第1項について

①申入れの趣旨

(ア) 本件規約第8条第1項について、サービスの「休止」「中断」の定義を記載するなど、消費者にとりその意味が明確となるよう文言を改めることを求めます。

(イ) サービスの「休止」「中断」が生じた場合に、かかる理由を利用者に開示する旨を規約に追加することを求めます。

②申入れの理由

(ア) 消費者にとりサービスの「休止」「中断」の定義はとても関心の高い部分であり、この定義が明確でなければ、本条項により、貴社が任意にサービスの不提供を行うことがあるのではないかと誤解をする恐れもあります。貴社においては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう配慮すべきと考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

(イ) サービスの「休止」「中断」が生じた場合にその理由を開示しているのであるならば、規約に理由を開示する旨の文言を追加し、消費者が速やかにサービスの「休止」「中断」の理由を確認できるようにすべきと考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 6. 本件規約第8条（免責）第2項について

①申入れの趣旨

(ア) 本件規約第8条第2項について、サービスの終了が生じた場合に、かかる理由を利用者に開示する旨を規約に追加することを求めます。

(イ) 本件規約第8条第2項について、「一定の予告期間をもって」とあるのを、「6カ月以上

の予告期間をもって」と変更することを求めます。

## ②申入れの理由

- (ア) サービスの終了が生じた場合にその理由を開示するのであるならば、規約に理由を開示する旨の文言を追加し、消費者が速やかにサービス終了の理由を確認できるようにすべきと考えます。よって、申入れの趣旨記載のとおり、規約にて理由を開示する旨を明確に記載することを求めます。
- (イ) 本件規約第8条第2項にて、サービスの終了が生じる場合に事前に一定の予告期間を確保する旨定められておりますが、予告期間の長さが明確にされていないため、消費者によりサービスの終了を予測することができません。なお、サービスの終了が消費者により極めて影響の大きい措置であることを鑑みれば、予告期間は最低でも6ヵ月が必要であると考えます。貴社においては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう配慮すべきと考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 7. 本件規約第8条（免責）第3項について

### ①申入れの趣旨

本件規約第8条第3項を削除するよう求めます。

### ②申入れの理由

本件規約第8条第3項は、以下の点において消費者契約法第8条及び同第10条に違反して無効であると考えられるため、削除を求めます。

まず、本件規約第8条第3項は、本ポイントシステムサービスの利用等によって、消費者が損害を被った場合であっても、「一切の責任を負わないもの」としています。しかし、消費者契約において、事業者の債務不履行あるいは不法行為により、消費者に損害が発生した場合には、事業者は民法第415条や民法第709条等により消費者に対して損害賠償責任を負うものであるところ、本件規約第8条第3項は、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により、消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除する趣旨の規定であると解されます。

また、本件規約第8条第3項は、消費者は貴社に対して、いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わないものとしています。しかし、この規定は、その文言からして、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により消費者に損害が発生した場合であっても、貴社が消費者から当該損害についての一切の法的主張や訴訟、その他の法的措置を受けることがないことを規定するものと解ざるを得ません。それゆえ、この規定は、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除するのと同様の趣旨の規定であると考えられます。

したがって、本件規約第8条第3項は、消費者契約法第8条第1項第1号及び同条同項第3号に該当するものとして、無効であると考えます。

さらに、本件規約第8条第3項は、本ポイントシステムサービスの利用等によって、消費者が損害を被った場合であっても、「一切の責任を負わないもの」として、貴社の債務不履

行責任及び不法行為責任を免責させる点で、民法上消費者に認められた債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権を制限するものであるところ、本来消費者が有しているはずの損害賠償請求権について、一切の権利行使を認めないに等しいものといえます。これにより、仮に消費者が貴社から損害を被ったとしても、消費者は貴社に対して一切の損害賠償を求めることができないことになりますので、消費者の権利救済は、およそ不可能となります。

加えて、本件規約第8条第3項は、消費者は貴社に対して、いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わないものとしています。しかし、この規定は、その文言からして、消費者に本来認められている債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権、法定解除権、あるいは裁判上又は裁判外の紛争解決手続を利用する権利に関し、これらの権利の事前放棄ないし不行使を規定するものと解さざるを得ません。この規定によれば、仮に消費者が貴社から損害を被ったとしても、消費者は何らの法的救済も求めることができないこととなり、消費者の権利利益の救済は極めて困難とならざるを得ません。

したがって、本件規約第8条第3項は、本来消費者が有する権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害するものとして、消費者契約法第10条に該当し、無効であると考えます。

仮に、貴社が、上記規定の解釈につき、一定の例外を許容する趣旨であったとしても、「いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わない」という文言からは、例外を許容する趣旨を読み取ることはできず、消費者はいかなる場合であっても貴社に対する損害賠償請求権や法定解除権の行使等が認められないものと考えて、かかる権利の行使等を断念するおそれがあります。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 8. 本件規約第8条（免責）第4項第2文について

### ①申入れの趣旨

本件規約第8条第4項第2文を削除又はその内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう配慮された文言に変更するよう求めます。

### ②申入れの理由

本件規約第8条第4項第2文は、「当該アカウント情報に付随する措置として『ニコニコポイント』に関する情報が削除される場合や『ニコニコポイント』のサービスが提供されない場合が生じる可能性があります。」と規定されています。

しかし、「当該アカウント情報に付随する措置」とは、貴社がいかなる場合にどのような措置を取ることを規定したものであるのか、その文言上、全く明らかにされていません。本条項は、一定の場合にユーザーが保有する「ニコニコポイント」が利用できないことを規定したものですが、このような消費者の権利行使を制限することを予定した条項であるにもかかわらず、その規定内容が極めて不明確であることから、ユーザーにとってはどのような場合に「ニコニコポイント」を利用する権利が制限されるのか、全く予測ができません。よって、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう配慮されたものとはいえません。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 9. 本件規約第8条（免責）第4項第3文について

### ①申入れの趣旨

本件規約第8条第4項第3文を削除するよう求めます。

### ②申入れの理由

本件規約第8条第4項第3文は、以下の点において消費者契約法第8条及び同第10条に違反して無効であると考えられるため、削除を求めます。

まず、本件規約第8条第4項第3文は、当該アカウント情報に付随する措置として「ニコニコポイント」に関する情報が削除される場合や「ニコニコポイント」のサービスが提供されない場合が生じる可能性があり、その場合に「ポイント使用可能なサービス」について何らかの影響が生じた場合にも、消費者は貴社に対して、いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わないものとしています。しかし、この規定は、その文言からして、貴社が消費者に対し当該アカウント情報に付随する措置を採った場合につき、ニコニコポイントのサービス利用等に関して、貴社の債務不履行あるいは不法行為により消費者に損害が発生した場合であっても、貴社が消費者から当該損害についての一切の法的主張や訴訟、その他の法的措置を受けることがないことを規定するものと解ざるを得ません。それゆえ、この規定は、事業者である貴社の債務不履行あるいは不法行為により消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除するのと同様の趣旨の規定であると考えられます。

したがって、本件規約第8条第4項第3文は、消費者契約法第8条第1項第1号及び同条第3号に該当するものとして、無効であると考えます。

さらに、本件規約第8条第4項第3文は、消費者は貴社に対して、いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わないものとしています。しかし、この規定は、その文言からして、消費者に本来認められている債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権、法定解除権、あるいは裁判上又は裁判外の紛争解決手続を利用する権利に関し、これらの権利の事前放棄ないし不行使を規定するものと解ざるを得ません。この規定によれば、仮に消費者が貴社から損害を被ったとしても、消費者は何らの法的救済も求めることができないこととなり、消費者の権利利益の救済は極めて困難とならざるを得ません。

したがって、本件規約第8条第4項第3文は、本来消費者が有する権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害するものとして、消費者契約法第10条に該当し、無効であると考えます。

仮に、貴社が、上記規定の解釈につき、一定の例外を許容する趣旨であったとしても、「いかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わない」という文言からは、例外を許容する趣旨を読み取ることはできず、消費者はいかなる場合であっても貴社に対する損害賠償請求権や法定解除権の行使等が認められないものと考えて、かかる権利の行使等を断念するおそれがあります。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 10. 本件規約第9条（規約の取り扱い）について

### ①申入れの趣旨

本件規約第9条について、削除の上、規約の変更において消費者の権利を一方的に害するおそれのないような相当な条項に改めるよう求めます。

### ②申入れの理由

本件規約第9条によれば、消費者は、貴社の判断により規約がどのように変更されたとしても、事前に変更されることは知らされない上、変更された時点での内容に同意しているものと擬制されるため、消費者の自由な意思がないままに無条件に変更後の規約内容に従わなければならぬことになります。本件規約第9条は、消費者が本来有する、契約内容について当事者の意思を反映させる権利を制限し、信義則に反して消費者の権利を一方的に害するものであるといえますので、消費者契約法第10条に違反するものと考えます。

当機構としては、貴社が消費者にとり不利益となるような規約変更をする場合には、少なくとも

- (i) その変更内容を、相当の予告期間をおいて事前に消費者に告知すること
  - (ii) 消費者に対し、債務不履行責任等の一切の不利益を被ることなく貴社との契約から離脱できることなど、不利益の程度に応じた適切な措置を講じること
- の2点はなされるべきと考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 11. 本件規約第10条（準拠法・管轄裁判所・言語）について

### ①申入れの趣旨

本件規約第10条の削除を求めます。

### ②申入れの理由

本件規約第10条は、貴社の提供するポイントシステムサービス「ニコニコポイント」のサービス提供に関するものですが、本件規約第10条によれば、サービスを提供する事業者である貴社と、サービスの利用者である消費者との間の法的紛争については、東京地方裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所と定められ、その他の裁判所の管轄を排除する内容が定められていますが、以下のとおり、消費者契約法第10条により無効であると考えられます。

まず、本件規約第10条には、貴社が法的紛争と捉えているものが特定されておらず、貴社から消費者に対して訴訟提起を行う場合と消費者から貴社に対して訴訟提起を行う場合のいずれもが対象になると考えざるを得ません。

本来、貴社から消費者に対して訴訟提起がなされる場合のほか、消費者が貴社に対して損害賠償等を求めて訴訟提起をする場合も、被告である消費者は、消費者の住所地を管轄する最寄りの裁判所にて裁判を受けることができます（民事訴訟法第4条、第5条、民法第484条）が、本件規約第10条によってこれらが全て制限されることになります。

加えて、本件規約第10条は地方裁判所のみに管轄を認めており、本来簡易裁判所の事物管轄とされる140万円以下の紛争も、地方裁判所での審理しか行うことができなくなることから、この点でも、より一層消費者の裁判を受ける権利は損なわれることになります。

以上からすれば、本件規約第 10 条が民法、商法、その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合と比較して、消費者の権利を制限していることは明白というべきです。

さらに、貴社が東証一部にも上場している大企業であることに鑑みれば、法律や訴訟の理解度のほか、経済力や交渉力の点でも、消費者に対して圧倒的に優位な地位にあることは明らかです。以上に加えて、貴社が日本全国にサービス展開していることを併せ考えると、日本全国の消費者から利益を得ながら、各消費者の住所地での紛争には一切応じない対応を行うことは、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものというべきです。

この点、盛岡地方裁判所遠野支部平成 17 年 6 月 24 日付決定、松山地方裁判所西条支部平成 18 年 4 月 14 日付決定も、貴社と同様の専属的合意管轄条項について消費者契約法第 10 条により無効と判断しています。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

## 12. 「n i c o n i c o ヘルプ」の質問（未使用のニコニコポイントの換金・返金の可否）への回答について

### ①申入れの趣旨

- (7) 未使用のニコニコポイントの換金・返金に関する条項を本件規約に追加し、購入したが未使用の「ニコニコポイント」は、法令に基づき、返金が必要又は可能な場合には法令の定める範囲・手続に則って返金を行う旨定めることを求めます。
- (1) 別紙ニコニコヘルプの「タイトル：使わなかったポイントをお金に戻せるか」との質問に対する回答についても、「購入したニコニコポイントをお金に戻すことはできません。」という回答ではなく、法令に基づき、返金が必要又は可能な場合には法令の定める範囲・手続に則ってお金に戻せる場合がある旨に訂正されるよう求めます。

### ②申入れの理由

- (7) 購入後の未使用のニコニコポイントの換金・返金の可否に関しては、本件規約上に条項は見当たらず、別紙ニコニコヘルプの「タイトル：使わなかったポイントをお金に戻せるか」との質問及びこれに対する「購入したニコニコポイントをお金に戻すことはできません。」との回答（以下、便宜上「本件表示」といいます。）が存するだけです。

未使用のニコニコポイントの返金・換金の可否は、消費者に十分に説明されるべき事項であることから、当機構としては、消費者全員が容易に閲覧できるとは限らないヘルプ画面の一回答として記載するだけでは足りず、更に本件規約にも盛り込むべきと考えます。

- (1) そして、盛り込むべき内容についてですが、本件表示のような内容は不適切です。購入したニコニコポイントを返金することが事情を問わず一切できないと消費者が誤解し、返金を請求することを断念するおそれがあるからです。

この点で、本件表示は、消費者の権利義務についての必要な情報を提供できているとはいません。

また、本件表示は、民法等で保障されている錯誤無効や取消権等の行使を制限していると解釈せざるをえず、この点で、消費者に本来認められている権利を制約し、信義則に反して消費者の利益を一方的に侵害しており、消費者契約法第 10 条に該当するものとして

無効であると考えます。

資金決済法等によって保障された返金を受ける権利の行使が一定の場合に認められることは当然であり、消費者契約法第3条の趣旨や、消費者への説明義務の観点から、購入後、未使用のニコニコポイントの返金が一定の場合には可能であることは表示されるべきと考えます。

したがって、申入れの趣旨記載のとおり求めます。

以上

(別紙)

## ニコニコポイント利用規約（一部抜粋）

※便宜上、規約の段落ごとに、以下のように項目立てて区分しております。

### 第2条 サービスの提供

- (1) 「ニコニコポイント」のサービスは、「niconico」のアカウントを有する利用者がポイント規約の内容について同意した場合に提供されるものとします。利用者がポイント規約に同意しない場合には、「ニコニコポイント」のサービスが提供されることはありません。なお、利用者が未成年者（ポイント規約に同意した際にログインしていたアカウントに登録されている年齢が20歳未満の利用者を指す）の場合、「ニコニコポイント」のサービスは、法定代理人の同意を得られていることを前提として未成年者へ提供されるものとします。また、当社は、未成年者が「ニコニコポイント」を購入したもしくは利用したことをもって法定代理人の同意を得たものとみなします。

### 第5条 「ニコニコポイント」の取得

・・・(省略)・・・

- (4) 一度「ニコニコポイント」の購入手続きが完了した場合には、「ニコニコポイント」の購入を取り消すことはできません。

### 第7条 「ニコニコポイント」の制限事項

・・・(省略)・・・

- (2) 「ニコニコポイント」の管理は、アカウントの管理とともに利用者本人の責任において行われるものとし、「ポイント使用可能サービス」における「ニコニコポイント」の使用については、いかなる理由でも使用後のキャンセルやポイントの再発行等の措置を取ることはできません。利用者以外の第三者により不正使用され、そのために利用者の「ニコニコポイント」が消失した場合であっても、「ニコニコポイント」の再発行はできません。

### 第8条 免責

- (1) 「ニコニコポイント」のサービスは、ネットワークシステムのメンテナンス、「ポイント使用可能サービス」を運営するサーバー側の問題、営業上の理由による場合、天災地変、停電、通信障害、法令の制定改廃、その他のやむを得ない事情による場合等の理由により、事前の予告なくサービスの一部または全部についての休止、一時的な中断が発生する場合があるものとします。
- (2) 「ニコニコポイント」のサービスは運営会社の営業上の理由またはその他の理由により、サービスの提供を終了する場合があるものとします。このとき、一定の予告期間をもって終了するものとします。

- (3) 運営会社は「ニコニコポイント」のサービスを利用したこと、「ニコニコポイント」のサービスを利用できること、または「ニコニコポイント」のサービスの休止、一時中断、終了を理由として、予見性の有無にかかわらず、直接的または間接的な損害を問わず、一切の責任を負わないものとし、利用者は運営会社に対していかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わないものとします。
- (4) 「niconico」のアカウント情報は、「ニコニコ動画」を含む複数のサービスのアカウントとして利用される場合があります。当該アカウント情報に付随する措置として「ニコニコポイント」に関する情報が削除される場合や「ニコニコポイント」のサービスが提供されない場合が生じる可能性があります。利用者はこれらについて了承し、「ポイント使用可能なサービス」について何らかの影響が生じた場合にも、これらについて運営会社に対していかなる主張、訴訟、損害賠償の提起、その他の法的措置を行わないものとします。

## 第9条 規約の取り扱い

ポイント規約は、運営会社の判断により事前の予告なく任意に変更できるものとします。利用者は変更された時点での内容に同意しているものとみなされ、利用者はこれに同意します。

## 第10条 準拠法・管轄裁判所・言語

ポイント規約は日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。ポイント規約は日本語のみにより表示され、日本語のみにより解釈されます。

(参考)

niconicoヘルプより一部抜粋

(質問)

タイトル 使わなかったポイントをお金に戻せるか

(回答)

本文 購入したニコニコポイントをお金に戻すことはできません。